

質問書に対する回答

(工事名) 日高自動車道 植苗高架橋耐震補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>鉄筋Tについて、本工事ではフーチング部へのアンカー設置は無く、躯体部への組立用アンカーの設置のみが計画されていると考えますが、アンカーの削孔長に関係なく、躯体部すべての箇所（断面）に対し、特記仕様書に明記される非破壊検査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 鉄筋Tに記載の非破壊検査とは、躯体部への組立用アンカーの削孔に先立ち行う既設構造物の鉄筋探査となります。このため、非破壊検査は、アンカーの削孔長に関係なく、躯体部すべての箇所（断面）に対し実施するものとなります。</p>
2	<p>盛土工Aおよび簡易舗装工に再生骨材を使用する計画となっておりますが、工事に際し再資源化施設に対する品質及び供給可能量の照会を行った結果、必要量の供給ができないことが判明した場合、使用材料の変更を含め設計変更の対象であるとの理解でよろしいでしょうか。また、本入札の見積については、再生骨材の使用および捨土掘削における再生砕石の処分が前提であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。 工事に際し再資源化施設に対する品質及び供給可能量の照会を行った結果、必要量の供給ができないことが判明した場合、契約後に設計変更の対象とし別途協議となります。 また、本入札の見積については、再生骨材の使用および捨土掘削における再生砕石の処分が前提となります。</p>

3	<p>捨土掘削で処分を行う再生骨材について、特記仕様書17-3(2)において(株)ケイホク 苫小牧生コンクリート工場の明記があります。同施設に問い合わせを行いました、その所在地での受け入れは行っていないとのことでした。同明記は、処理施設の指定ではなく積算上の条件明示と理解しますが、変更であれば積算上の処理施設の条件についてご教示願います。</p>	<p>特記仕様書17-3(2)に記載されている再資源化(最終処分)施設は、処理施設の指定ではなく積算上の条件明示であり、捨土掘削で処分を行う再生骨材の受け入れ可能な施設は苫小牧グリーンアスコン(株)となります。</p> <p>また、特記仕様書17-3(2)に記載されている再資源化(最終処分)施設が、受け入れできないことが判明した場合は、契約後に設計変更の対象とし別途協議となります。</p>
4	<p>番号3の質問事項と同じく、特記仕様書で活用方法等について生コンプラントへ搬出とのみ明記されておりますが、再資源化または最終処分のどちらであるかご教示願います。</p>	<p>特記仕様書17-3(2)に記載されている捨土掘削で処理を行う再生骨材の処理先施設は、再資源化施設となります。</p> <p>また、特記仕様書17-3(2)に記載されている再資源化(最終処分)施設が、受け入れできないことが判明した場合は、契約後に設計変更の対象とし別途協議となります。</p>

以 上